

当院を受診される患者さん・その家族さんへ

当院には、救急救命士が在籍しています

救急救命士は救急救命士法第四十三条に準じ、同法第二条第一項に規定されている、「**救急救命処置**」を実施します。救急救命処置は33項目に分けられており、医師の直接的・包括的指示にて処置を実施します。

その中に「**特定行為**」と呼ばれる医師が行っていた医行為（21区分38行為として厚生労働省令で定められたもの）を救急救命士が**院内規定**に準じて行います。

特定行為を行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされます。

救急現場において、医師・看護師の業務のタスクシェアリングとタスクシフトティングの推進を図り、患者様に迅速かつ安全な医療を提供するために、救急救命士の業務実践にご支援・ご協力をお願いします。

病院長